



第15回 定時株主総会 招集ご通知

● 開催日時

平成29年6月22日（木曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

● 開催場所

東京都中央区日本橋二丁目7番1号
東京日本橋タワー
「ベルサール東京日本橋」
地下2階イベントホール

● 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役9名選任の件
- 第4号議案 監査役2名選任の件
- 第5号議案 役員賞与支給の件
- 第6号議案 退任取締役および退任監査役
に対し退職慰労金贈呈の件
- 第7号議案 退職慰労金打ち切り支給の件
- 第8号議案 取締役および監査役の報酬額
改定の件
- 第9号議案 取締役に対する業績連動型
株式報酬制度導入の件
- 第10号議案 買収防衛策更新のための新株
予約権無償割当ての委任の件

CONTENTS

第15回定時株主総会招集ご通知 1

[添付書類]

株主総会参考書類.....	3
事業報告.....	36
計算書類.....	63
連結計算書類.....	65
監査報告書.....	67

議決権行使期限

平成29年6月21日（水曜日）
午後5時35分まで

株式会社 **J-オイルミルズ**

証券コード：2613

(証券コード 2613)
平成29年6月2日

株 主 各 位

東京都中央区明石町8番1号
株式会社 J-オイルミルズ
代表取締役社長 八馬史尚

第15回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚く御礼申し上げます。

さて、当社第15回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、平成29年6月21日（水）午後5時35分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月22日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区日本橋二丁目7番1号 東京日本橋タワー
「ベルサール東京日本橋」 地下2階 イベントホール

3. 目的事項 報告事項

1. 第15期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
2. 第15期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- | | |
|--------|----------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役9名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役2名選任の件 |
| 第5号議案 | 役員賞与支給の件 |
| 第6号議案 | 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件 |
| 第7号議案 | 退職慰労金打ち切り支給の件 |
| 第8号議案 | 取締役および監査役の報酬額改定の件 |
| 第9号議案 | 取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件 |
| 第10号議案 | 買収防衛策更新のための新株予約権無償割当ての委任の件 |

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」および連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」につきましては、法令および当社定款第16条の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://ir.j-oil.com>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
 - ◎事業報告、計算書類、連結計算書類および株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://ir.j-oil.com>) に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分ににつきましては、次のとおり期末配当を実施いたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

株主の皆様への安定した利益還元の維持と企業体質の強化や今後の積極的な事業展開に必要な内部留保の確保等を勘案し、次のとおり1株につき45円とさせていただきたいと存じます。

なお、当社は、平成28年10月1日付で、普通株式10株を1株とする株式併合を実施しております。中間配当額は1株につき4円50銭をお支払いしておりますので、当期の年間配当額は、株式併合後に換算すると、中間配当額45円と期末配当額45円を合わせた1株につき90円に相当いたします。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金45円
配当総額 750,350,430円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成29年6月23日（金）

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）の施行により、責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更され、新たに業務執行を行わない取締役および社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりました。これに伴い、それらの取締役および監査役につきましても期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第29条（社外取締役との責任限定契約）および第38条（社外監査役との責任限定契約）の一部をそれぞれ変更するものであります。

なお、第29条の変更に关しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
<p>（社外取締役との責任限定契約）</p> <p>第29条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間で</u>、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p>	<p>（取締役との責任限定契約）</p> <p>第29条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で</u>、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p>
<p>（社外監査役との責任限定契約）</p> <p>第38条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間で</u>、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p>	<p>（監査役との責任限定契約）</p> <p>第38条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間で</u>、同法第423条第1項の賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。</p>

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役10名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いしたいと存じます。

当社は、取締役会は業務執行の監督と重要な意思決定をするために多様な知識、多様な経験、多様かつ高度な能力をもったメンバーで構成されることが必要であると考えており、知識・経験・能力のバランス、多様性、規模を議論した上で取締役を選任しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者
番号

1 はちうま ふみなお
八馬 史尚



昭和34年
12月8日生

再任

● 所有する当社の株式の数

1,200株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和58年 4月 味の素株式会社入社
平成10年 7月 インドネシア味の素販売株式会社代表取締役社長
平成20年 7月 アメリカ味の素株式会社取締役副社長
平成21年 7月 味の素株式会社食品カンパニー加工食品部長
平成23年 7月 同社食品事業本部外食デリカ事業部長
平成25年 6月 同社執行役員
平成27年 6月 同社常務執行役員
平成27年 6月 当社代表取締役社長（現任）

選任理由

味の素株式会社およびそのグループ会社において、海外事業も含めた幅広い分野の経営に携わるなど豊富な経験と実績を有しております。当社代表取締役社長に就任して以降、強いリーダーシップのもと、コーポレートガバナンス強化に向けた取締役会改革や、企業価値向上に向けた経営改革を推進してまいりました。以上により、引き続き取締役として、重要な意思決定および業務執行の監督を担うことができると判断されるため、取締役候補者としたものであります。

候補者
番号

2 ぜんとう かつお
善当 勝夫



昭和32年
11月29日生

再任

● 所有する当社の株式の数

2,100株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和56年 4月 味の素株式会社入社
平成12年 7月 同社油脂部部长
平成15年 6月 味の素製油株式会社取締役
平成17年 6月 当社執行役員
平成19年 6月 当社常務執行役員
平成23年 6月 当社取締役（現任）
平成27年 6月 当社専務執行役員（現任）
平成28年 7月 当社営業本部長（現任）

選任理由

味の素株式会社および当社において長く油脂営業に携わり、営業本部長として、当社の販売部門を牽引してまいりました。以上のように、営業を始めとする豊富な経験・実績により、引き続き取締役として、重要な意思決定および業務執行の監督を担うことができると判断されるため、取締役候補者としたものであります。

候補者
番号

3

こんどう くにひこ
近藤 邦彦



昭和32年
4月18日生

再任

● 所有する当社の株式の数

1,100株

候補者
番号

4

まつもと えいぞう
松本 英三



昭和36年
1月25日生

新任

● 所有する当社の株式の数

-

候補者
番号

5

たつみ けんいち
立見 健一



昭和35年
11月11日生

再任

● 所有する当社の株式の数

3,200株

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和56年 4月 豊年製油株式会社入社
平成15年 1月 同社化工品本部化成品営業部長
平成16年 7月 株式会社J-ケミカル取締役
平成18年 6月 株式会社ユタカケミカル取締役
平成19年 6月 株式会社J-ケミカル代表取締役社長（現任）
平成27年 6月 株式会社ユタカケミカル代表取締役社長（現任）
平成28年 6月 当社取締役（現任）
平成28年 6月 当社常務執行役員（現任）

選任理由

当社グループのケミカル事業の営業に長く携わり、平成19年6月に株式会社J-ケミカル（販売会社）の、平成27年6月には株式会社ユタカケミカル（生産会社）のそれぞれ代表取締役社長に就任し、当社グループの連結業績に貢献してまいりました。以上により、引き続き取締役として、重要な意思決定および業務執行の監督を担うことができると判断されるため、取締役候補者としたものであります。

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和61年 4月 味の素株式会社入社
平成23年 7月 同社バイオフィン研究所プロセス工業化研究室長
平成27年 4月 内閣府大臣官房審議官（科学技術・イノベーション担当）
平成29年 6月 当社顧問（現任）

選任理由

味の素株式会社において食品素材・医薬品素材等の工業化研究に携わり、平成27年4月からは内閣府大臣官房審議官として職責を全うするなど、幅広い素材の工業化研究全般に関する豊富な経験と深い見識を有しております。以上により、取締役として、重要な意思決定および業務執行の監督を担うことができると判断されるため、取締役候補者としたものであります。

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和59年 4月 豊年製油株式会社入社
平成20年 6月 当社経理部長
平成20年 6月 当社執行役員（現任）
平成28年 6月 当社取締役（現任）
平成28年 6月 当社企業行動委員会委員長（現任）
平成28年 7月 当社コーポレート本部長（現任）

選任理由

平成20年6月より経理部長に就任するなど当社グループにおいて長く経理・財務部門に携わり、その他にも、中期経営計画の策定や広くグループ全体の内部統制の推進に寄与してまいりました。以上により、引き続き取締役として、重要な意思決定および業務執行の監督を担うことができると判断されるため、取締役候補者としたものであります。

候補者
番号

6

こだま ゆうじ
小玉 祐司



昭和38年
1月13日生

再任

● 所有する当社の株式の数

-

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和58年4月 豊年製油株式会社入社
平成27年5月 当社静岡工場長
平成28年2月 当社倉敷工場建設推進室長
平成28年6月 当社取締役（現任）
平成28年6月 当社執行役員（現任）
平成28年7月 当社生産本部長（現任）

選任理由

入社以来一貫して生産部門に携わり、静岡工場を始めとする主力工場の工場長としてリーダーシップを発揮するなど、当社の生産業務全般に関する豊富な経験と見識を有しております。以上により、引き続き取締役として、重要な意思決定および業務執行の監督を担うことができると判断されるため、取締役候補者としたものであります。

候補者
番号

7

とちお まさや
栃尾 雅也



昭和34年
8月8日生

再任

● 所有する当社の株式の数

-

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和58年4月 味の素株式会社入社
平成19年7月 同社食品カンパニー海外食品部長
平成23年6月 同社執行役員経営企画部長
平成25年6月 同社取締役常務執行役員（現任）
平成28年6月 当社社外取締役（現任）

選任理由

味の素株式会社において、海外も含めた食品事業に携わり、現在は同社の取締役として経営企画部門を統括しており、広く食品事業および会社経営全般に関わる豊富な経験と見識を有しております。以上により、引き続き取締役として、重要な意思決定および業務執行の監督を担うことができると判断されるため、社外取締役候補者としたものであります。

候補者
番号

8

いまい やすひろ
今井 靖容



昭和27年
4月11日生

再任

● 所有する当社の株式の数

-

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和52年11月 監査法人太田哲三事務所（現新日本有限責任監査法人）入所
平成13年5月 同法人代表社員
平成25年7月 公認会計士今井靖容事務所開設（現任）
平成27年6月 株式会社三栄コーポレーション社外取締役（現任）
平成27年6月 当社社外取締役（現任）

選任理由

当社取締役就任以前は会社経営に関与したことはありませんが、公認会計士としての専門的な知識と監査業務の豊富な経験を有しており、取締役会において専門的知見に基づき積極的に発言を行っております。以上により、引き続き取締役として、重要な意思決定および業務執行の監督を担うことができると判断されるため、社外取締役候補者としたものであります。

候補者
番号

9

しんたく ゆうたろう
新宅 祐太郎昭和30年
9月19日生

新任

● 所有する当社の株式の数

-

略歴、地位、担当および重要な兼職の状況

昭和54年4月 東亜燃料工業株式会社（現東燃ゼネラル石油株式会社）入社
 平成11年1月 テルモ株式会社入社
 平成22年6月 同社代表取締役社長
 平成29年4月 同社取締役顧問（現任）
 平成29年6月 同社顧問（予定）

選任理由

テルモ株式会社の代表取締役社長として長く会社経営を担い、会社経営に関する豊富な経験と見識を有しております。以上により、取締役として、重要な意思決定および業務執行の監督を担うことができると判断されるため、社外取締役候補者としたものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. ① 栃尾雅也氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
 ② 同氏は現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって1年であります。
3. ① 今井靖容氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役および東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者であります。
 ② 当社は同氏との間で、会社法第427条第1項および当社定款第29条の定めに基づき、同法第423条第1項に定める賠償責任を法令の定める最低限度額まで限定する責任限定契約を締結しております。同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、同契約を継続する予定であります。
 ③ 同氏は現在当社の社外取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって2年であります。
4. ① 新宅祐太郎氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役および東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者であります。
 ② 同氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項および当社定款第29条の定めに基づき、同法第423条第1項に定める賠償責任を法令の定める最低限度額まで限定する責任限定契約を締結する予定であります。

第4号議案 監査役2名選任の件

監査役田辺多聞および日下宗仁の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。
監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者
番号

1

のぎさ
野崎
あきら
晃



昭和32年
11月20日生

新任

● 所有する当社の株式の数

-

略歴、地位および重要な兼職の状況

昭和63年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会）
平成7年4月 長島・野崎法律事務所開設
平成15年3月 野崎法律事務所開設（現任）
平成18年9月 株式会社マクロミル監査役
平成23年6月 NECフィールドイング株式会社監査役
平成26年6月 アイペット損害保険株式会社社外監査役
平成27年6月 イチカワ株式会社社外取締役（現任）
平成27年6月 当社社外取締役（現任）

選任理由

企業法務を中心とする法律家としての専門的な知識と豊富な経験を有しており、経営者の職務執行に対する客観的な監視・監督が期待されるため、監査役候補者としたものであります。

候補者
番号

2

いけや
池谷
しゅういち
修一



昭和29年
3月10日生

新任

● 所有する当社の株式の数

-

略歴、地位および重要な兼職の状況

昭和58年8月 公認会計士登録
平成5年10月 朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）代表社員
平成28年7月 公認会計士池谷修一事務所開設（現任）

選任理由

過去に会社経営に関与したことはありませんが、公認会計士としての専門的な知識と豊富な経験を有しており、経営者の職務執行に対する客観的な監視・監督が期待されるため、社外監査役候補者としたものであります。

- (注)
1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 池谷修一氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者であります。
 3. 野崎晃および池谷修一の両氏の選任が承認された場合、野崎晃氏に関しては第2号議案の承認を条件として、当社は両氏との間で、会社法第427条第1項および当社定款第38条の定めに基づき、同法第423条第1項に定める賠償責任を法令の定める最低限度額まで限定する責任限定契約を締結する予定であります。

第5号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役10名のうち社外取締役を除く7名に対し、当期の業績等を勘案して、役員賞与総額32百万円を支給することといたしたいと存じます。

なお、各取締役に対する金額は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

第6号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって取締役を退任される坂内昭夫、田島郁一の両氏および監査役を退任される田辺多聞、日下宗仁の両氏に対しまして、在任中の労に報いるため、当社所定の基準による範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたく、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議に、それぞれご一任願いたいと存じます。

なお、当社の退職慰労金は、役位と在位年数に基づいた基本部分および株価連動部分からなり、当該事業年度に係る事業報告に取締役・監査役別の支給金額を記載しております。

退任取締役および退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏 名	略 歴
ばんない あきお 坂内 昭夫	平成26年6月 当社取締役（現任）
たしま いくかず 田島 郁一	平成26年6月 当社取締役（現任）
たなべ たもん 田辺 多聞	平成25年6月 当社常勤監査役（現任）
くさか むねひと 白下 宗仁	平成24年6月 当社監査役（現任）

【ご参考】 第7号議案乃至第9号議案にかかる取締役の報酬制度に関するご説明

当社は、より一層の企業価値の向上を図ることを目的として、取締役の報酬制度を改定させていただきたいと存じます。本制度改定は、取締役の業績・企業価値向上に対する責任を明確にし、業績・企業価値の向上に対する意欲や士気向上を図ることを目的としております。本制度改定により、取締役が当社の中長期的な企業価値の増大に向けて職責を果たすべく、業績連動報酬の比率を一層高めてまいります。

1. 報酬の構成

取締役（社外取締役を除く）の報酬は、定額の「固定報酬」と、業績等によって支給額が変動する「業績連動報酬」で構成いたします。「業績連動報酬」はさらに、事業年度ごとの連結業績等に基づく短期インセンティブ（賞与）と、4ヶ年にわたる中長期的な業績および当社株価に連動する長期インセンティブ（株式報酬）とで構成いたします。

2. 報酬ガバナンス

当社では取締役（社外取締役を除く）の報酬等の妥当性と決定プロセスの透明性を担保するため、取締役会の諮問機関として社外取締役を委員長とする任意の報酬委員会を設置する予定です。

以上により、「第7号議案 退職慰労金打ち切り支給の件」、「第8号議案 取締役および監査役の報酬額改定の件」、「第9号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件」を本株主総会に提出する次第であります。

第7号議案 退職慰労金打ち切り支給の件

当社は、平成29年5月11日開催の取締役会において、業績連動性をより明確にした役員報酬体系への見直しの一環として、役員退職慰労金制度を本総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。

これに伴い、第3号議案をご承認いただいた場合に重任される取締役八馬史尚、善当勝夫、近藤邦彦、立見健一、小玉祐司の5氏、および在任中の監査役塩田良晴、吉田哲の両氏に対し、それぞれ本総会終結の時までの在任中の労に報いるため、当社所定の基準による範囲内で退職慰労金を打ち切り支給いたしたいと存じます。

なお、支給の時期は、各取締役および監査役の退任時とし、その具体的金額、方法等は、取締役については取締役会に、監査役については監査役の協議に、それぞれご一任願いたいと存じます。

打ち切り支給の対象となる取締役および監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
八馬史尚 はちうま ふみなお	平成27年6月 当社代表取締役社長（現任）
善当勝夫 ぜんとう かつお	平成23年6月 当社取締役（現任）
近藤邦彦 こんどう くにひこ	平成28年6月 当社取締役（現任）
立見健一 たつみ けんいち	平成28年6月 当社取締役（現任）
小玉祐司 こだま ゆうじ	平成28年6月 当社取締役（現任）
塩田良晴 しおた よしはる	平成28年6月 当社常勤監査役（現任）
吉田哲 よしだ さとし	平成28年6月 当社常勤監査役（現任）

取締役および監査役の報酬額改定の件

当社の取締役および監査役の報酬額は、取締役については平成16年6月29日開催の第2回定時株主総会において月額20百万円以内、監査役については平成16年6月29日開催の第2回定時株主総会において月額5百万円以内としてご承認いただき今日に至っておりますが、今般の退職慰労金制度の廃止など業績連動性をより明確にした役員報酬体系への見直しの一環として、現行の月額を年額に換算し、取締役および監査役の報酬額を改めさせていただきますと存じます。

報酬支給額につきましては、取締役の報酬額を、賞与を含めた報酬として年額3億3千万円以内（うち社外取締役は年額2千5百万円以内）、監査役の報酬額を年額9千万円以内（うち社外監査役は年額6千万円以内）といたしたいと存じます。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

また、現在の取締役は10名（うち社外取締役3名）、監査役は4名（うち社外監査役3名）であり、第3号議案および第4号議案を原案どおりご承認いただきますと、取締役は9名（うち社外取締役3名）、監査役は4名（うち社外監査役2名）となります。

第9号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件

1. 提案の理由

本議案は、当社の取締役及び執行役員（社外取締役を除きます。以下「取締役等」といいます。）に対する新たな業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust）」）（以下「本制度」といいます。）を導入することについて、ご承認をお願いするものであります。

本議案は、取締役等の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。当社としては、かかる目的に照らし、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、ご承認をお願いしております第8号議案「取締役および監査役の報酬額改定の件」でお諮りいたします報酬枠（年額3億3千万円。ただし使用人給与は含みません。（うち社外取締役分2千5百万円））とは別枠として、新たな株式報酬を当社の取締役に対して支給するため、報酬等の額についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

なお、現時点において、本制度の対象となる取締役は7名ですが、第3号議案が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は6名となります。

2. 本制度に係る報酬等の額及び参考情報

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役等（退任者を含みます。）が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として信託期間中の4年毎の一定期日（下記（3）において定義する各対象期間終了後の一定の期日）とします。

(2) 本制度の対象者

取締役及び執行役員（社外取締役及び監査役は、本制度の対象外とします。）

(3) 信託金額（報酬等の額）

本議案をご承認いただくことを条件として、当社は、平成30年3月末日で終了する事業年度から平成33年3月末日で終了する事業年度までの4事業年度（以下、当該4事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する4事業年度毎の期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、取締役等（退任者を含みます。）への当社株式等の給付を行うため、本信託による当社株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。

まず、当社は、本信託設定（平成29年8月（予定））時に、当初対象期間に対応する必要資金として、7億円（うち取締役分として3億9千万円）を上限とした資金を本信託に拠出いたします。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、原則として対象期間毎に、7億円（うち取締役分として3億9千万円）を上限として本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、すでに信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与された（付与後調整された場合、調整後の）ポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額（当社株式については、直前の対象期間の末日における帳簿価格とします。）と追加拠出される金銭の合計額は、7億円（うち取締役分として3億9千万円）を上限とします。

なお、当社が追加拠出を決定したときは、適時適切に開示いたします。

（4）当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（3）により拠出された資金を原資として、取引市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとします。なお、当初対象期間につきましては、本信託設定後遅滞なく、35万株を上限として取得するものとします。

本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

（5）取締役等に給付される当社株式等の数の算定方法

取締役等には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位に応じて定まる数のポイントが一次的に付与されます。取締役等に事業年度毎に一次的に付与されたポイントは、当該各事業年度の属する対象期間の終了後に、当該対象期間の業績に応じて予め定められた評価係数（0.0～1.95の範囲）を乗じることにより調整されます。取締役等に対し、各対象期間につき付与されるポイント数の合計は、17万9,500ポイント（うち取締役分として10万ポイント）を上限とします。付与後の調整によるポイントの最大値は、各対象期間当たり、合計35万ポイントとなります。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

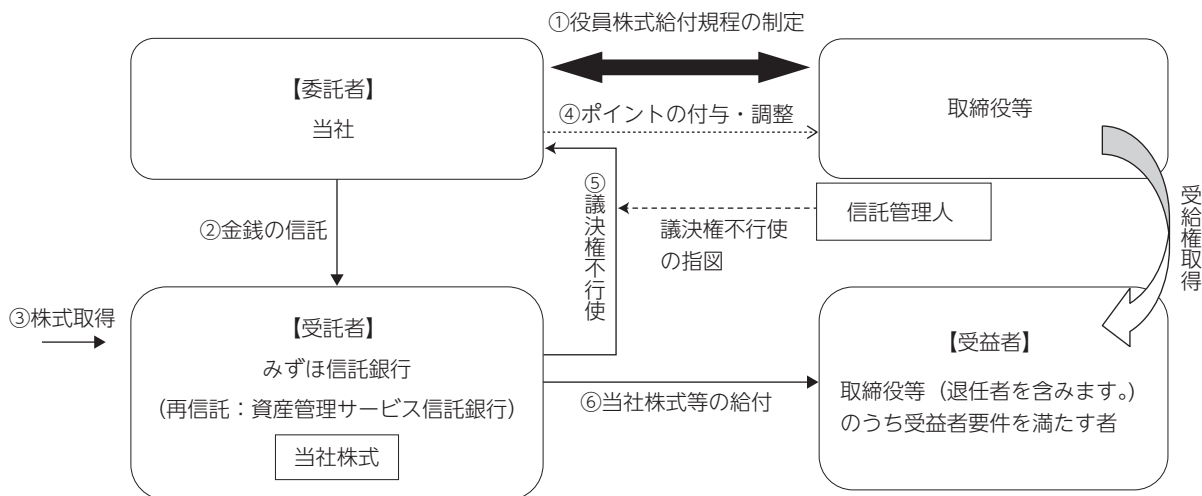
なお、取締役等に付与され、調整されたポイントは、下記（6）の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社普通株式1株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与・調整済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。

下記（6）の当社株式等の給付に当たり基準となる取締役等（退任者を含みます。以下、本項において同じとします。）のポイント数は、原則として、当該取締役等に各対象期間につき付与され、調整されたポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

（6）当社株式等の給付

受益者要件を満たした取締役等（退任者を含みます。）は、各対象期間の終了後、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記（5）に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

＜ご参考：本制度の仕組み＞



- ① 当社は、本議案につき承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、本議案につき承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、「役員株式給付規程」に基づき各事業年度に関し、取締役等にポイントを一次的に付与します。取締役等に一次的に付与されたポイントは、当該各事業年度の属する対象期間終了後に、当該対象期間の業績に応じて予め定められた評価係数（0.0～1.95の範囲）を乗じることにより調整されます。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託は、各対象期間が終了した後、一定の期日に取締役等（退任者を含みます。）のうち「役員株式給付規程」に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、取締役等（退任者を含みます。）が役員株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、当社株式の時価相当の金銭を給付します。

買収防衛策更新のための新株予約権無償割当ての委任の件

当社は、平成26年6月24日開催の第12回定時株主総会における株主の皆様のご承認により、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「旧対応策」といいます。）を更新しましたが、この旧対応策は、本総会の終結の時をもって有効期間が満了することとなります。

つきましては、下記1.「提案の理由」に記載した理由により旧対応策を更新することといたしたく（以下「本更新」といい、本更新後の対応策を「本対応策」といいます。）、当社定款第19条の定めに基づき、下記2.「本対応策の内容」の要領で新株予約権無償割当てに関する事項の決定を行うことを当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いいたしますと存じます。

記

1. 提案の理由（本対応策更新の必要性）

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えており、当社株式の大量取得であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量取得の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量取得の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社の企業価値の源泉は、主として、長年に亘って安全で高品質な商品を安定的に供給してきた実績から得られたお客様の信頼と、それを裏付ける技術力にあると考えておりますが、かかる当社の企業価値の源泉に対する理解が必要不可欠です。当社株式の大量取得を行う者が、当社グループの財務及び事業の内容を理解するのは勿論のこと、こうした当社の企業価値の源泉を理解した上で、それを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることとなります。

(c) 本対応策の合理性を高める仕組みの設定

本対応策においては、本新株予約権の無償割当ての実施、不実施、中止又は無償取得等の判断について、当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立委員会規程（その概要については別紙1をご参照下さい。）に従い、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役又は(iii)社外の有識者（実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者又はこれらに準ずる者）で、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）の客観的な判断を経ることとしています。また、これに加えて、下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める発動事由のうち発動事由その2の該当可能性が問題となっている場合において、独立委員会が本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の勧告を行うにあたり、予め当該実施に関して株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合、又は、取締役会が株主総会の開催に要する時間等を勘案した上で、善管注意義務に照らし、株主意思を確認することが適切と判断する場合には、株主意思確認株主総会を招集の上、同総会に本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を付議することにより株主の皆様意思を確認することとしています。さらに、こうした手続の過程について、株主の皆様適時に情報を開示することによりその透明性を確保することとしています。

なお、本更新当初の独立委員会は、独立性の高い社外取締役2名及び独立性の高い社外監査役1名により構成される予定です。その委員の氏名及び略歴は別紙2のとおりです（本更新後の独立委員会の委員の選任基準、決議要件及び決議事項等については別紙1をご参照下さい。）。

(d) 本新株予約権の行使及び当社による本新株予約権の取得

本対応策に従って本新株予約権の無償割当てがなされた場合において、買収者以外の株主の皆様による本新株予約権の行使により、又は当社による本新株予約権の取得と引換えに、買収者以外の株主の皆様に対して当社株式が交付された場合には、当該買収者の有する当社株式の議決権割合は、最大約50%まで希釈化される可能性があります。

(2) 本対応策の発動に係る手続

(a) 対象となる買付等

本対応策は、以下の①又は②に該当する買付その他の取得もしくはこれに類似する行為又はこれらの提案（注1）（当社取締役会が友好的と認めるものを除きます。以下「買付等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。かかる買付等を行おうとする者（以下「買付者等」といいます。）には、予め本対応策に定められる手続に従っていただくこととします。

- ① 当社が発行者である株券等（注2）について、保有者（注3）の株券等保有割合（注4）が20%以上となる買付その他の取得
- ② 当社が発行者である株券等（注5）について、公開買付け（注6）を行う者の株券等所有割合（注7）及びその特別関係者（注8）の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け

(b) 意向表明書の提出

買付者等は、買付等の開始又は実行に先立ち、別途当社の定める書式により、本対応策の手続を遵守する旨の誓約文言等を含む書面（買付者等の代表者による署名又は記名捺印のなされたもの）及び当該署名又は記名捺印を行った代表者の資格証明書（以下、これらをあわせて「意向表明書」といいます。）を当社に対して提出していただきます。意向表明書には、買付者等の氏名又は名称、住所又は本店、事務所等の所在地、設立準拠法、代表者の氏名、日本国内における連絡先及び企図されている買付等の概要等を明示していただきます。なお、意向表明書及び下記(c)に定める買付説明書における使用言語は日本語に限ります。

(c) 買付者等に対する情報提供の要求

当社は、意向表明書を受領した日から10営業日以内に、買付説明書（以下に定義されます。）の様式（買付者等が当社に提供すべき情報のリストを含みます。）を買付者等に対して交付いたします。買付者等は、当社が交付した書式に従い、下記の各号に定める情報（以下「本必要情報」といいます。）等を記載した書面（以下「買付説明書」と総称します。）を当社取締役会に対して提出していただきます。

当社は、本対応策に基づく手続が開始された場合、その旨をすみやかに開示します。

当社取締役会は、買付説明書を受領した場合、速やかにこれを独立委員会に提供するものとします。独立委員会は、これを受けて、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者等に対し、適宜回答期限（60日を上限とします。）を定めた上、自ら又は当社取締役会等を通じて本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合、買付者等においては、当該期限までに、本必要情報を追加的に提供していただきます。

- ① 買付者等及びそのグループ（共同保有者（注9）、特別関係者及び（ファンドの場合は）各組合員その他の構成員、並びに買付者等の財務及び事業の方針の決定を支配する者を含みますが、これに限られません。以下同じ。）の詳細（それぞれの名称、事業内容、沿革、資本関係、資本金の額又は出資金の額、代表者、役員及び社員その他構成員の氏名、直近2事業年度の財務状態、経営成績、過去の法令違反等の有無及び内容を含みます。）
- ② 当社と同種事業を目的とする会社その他の法人（日本以外の国におけるものも含みます。）に対する過去の投資・経営・業務関与経験の有無及びその内容・実績等
- ③ 買付等の目的、方法、時期及び具体的内容（買付等の対価の種類・価額、関連する取引の仕組み、買付等の実現可能性、買付等の適法性等を含みます。）
- ④ 買付等の対価の算定根拠（算定の基礎となる事実・過程、算定方法、算定に用いた数値情報及び買付等による一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容、そのうち少数株主に対して分配されるシナジー内容を含みます。）
- ⑤ 買付等に要する資金の調達状況、及び当該資金の調達先（実質的な資金提供者を含みます。）の概要（預金の場合は、預金の種類別の残高、借入金の場合は、借入金の額、借入先の業種等、借入契約の内容、その他の資金調達方法による場合は、その内容、調達金額、調達先の業種等を含みます。）
- ⑥ 買付等の後の当社グループの経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
 - (i) 当社の株主、従業員、取引先、顧客、その他の当社利害関係者の取扱方針の具体的内容
 - (ii) 支配権取得又は経営参加を買付等の目的とする場合には、買付等の完了後に企図する当社及び当社グループの支配権取得又は経営参加の方法、並びに支配権取得後の経営方針又は経営参加後の計画及び議決権の行使方針
 - (iii) 純投資又は政策投資を買付等の目的とする場合には、買付等の後の株券等の保有方針、売買方針及び議決権の行使方針、並びにそれらの理由、並びに、長期的な資本提携を目的とする政策投資として買付等を行う場合には、その必要性

- ⑦ 反社会的勢力との関係に関する情報
 - ⑧ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報
- (d) 買付等の内容の検討・買付者等との交渉・当社取締役会による代替案の提示

① 当社取締役会に対する情報提供の要求

独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会が追加提出を求めた本必要情報（もしあれば）が提出された場合、当社取締役会に対しても、独立委員会が独立委員会検討期間（下記②に定義されます。）内で定める合理的な期間内に買付者等の買付等の内容に対する意見（留保する旨の意見を含むものとします。以下同じ。）、その根拠資料、及び代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を速やかに提示するよう要求することがあります。

② 独立委員会による検討作業

独立委員会は、買付者等から情報・資料等（追加的に要求したものも含まれます。）の情報を受領してから最長90日が経過するまでの間を検討期間（但し、下記(e)③に記載するところに従い、独立委員会は当該期間の延長をその決議をもって行うことができるものとします。以下「独立委員会検討期間」といいます。）として設定します（注10）。

独立委員会は、独立委員会検討期間において買付者等及び当社取締役会から提供された情報・資料等に基づき、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の観点から、買付者等の買付等の内容の検討、当社取締役会による代替案の検討及び買付者等と当社取締役会の事業計画等に関する情報収集・比較検討等を行います。また、独立委員会は、必要があれば、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から当該買付等の内容を改善させるために、自ら又は当社取締役会等を通じて当該買付者等と協議・交渉を行い、又は当社取締役会の提示する代替案の株主の皆様に対する提示等を行うものとします。

独立委員会の判断が、当社の企業価値・株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとします。

③ 株主に対する情報開示

当社は、買付説明書の提出の事実及びその概要、独立委員会検討期間が開始した旨並びに本必要情報の概要その他の情報のうち独立委員会が適切と判断する事項について、東京証券取引所の有価証券上場規程に従い、株主の皆様に対する情報開示を行います。

(e) 独立委員会における判断方法

独立委員会は、買付者等が出現した場合において、以下の手続に従い、当社取締役会に対する勧告を行うものとします。なお、独立委員会が当社取締役会に対して下記①から③に定める勧告又は決議をした場合その他独立委員会が適切と考える場合には、独立委員会は、当該勧告又は決議の事実とその概要その他独立委員会が適切と判断する事項（下記③に従い独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行う場合にはその旨並びに延長の期間及び理由の概要を含みます。）について、速やかに情報開示を行います。

① 独立委員会が本対応策の発動を勧告する場合

独立委員会は、買付等が下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める発動事由（以下「発動事由」と総称します。）に該当すると判断した場合、引き続き買付者等よりの情報提供や買付者等との間で交渉・協議等を行う必要がある等の特段の事情がある場合を除き、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告します。なお、独立委員会は、買付等について、下記(3)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める発動事由のうち発動事由その2（以下「発動事由その2」といいます。）の該当可能性が問題となっている場合には、予め当該実施に関して株主総会の承認を得るべき旨の留保を付すことができるものとします。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までは本新株予約権の無償割当ての中止、本新株予約権の無償割当ての効力発生日後本新株予約権の行使期間の初日の前日までは本新株予約権の無償取得を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に勧告することができるものとします。

(i) 当該勧告後買付者等が買付等を撤回した場合その他買付等が存しなくなった場合

(ii) 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じる等の理由により発動事由が存しなくなった場合

② 独立委員会が本対応策の不発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者等の買付等について発動事由が存しないと判断した場合、独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施すべきでないことを勧告します。

但し、独立委員会は、一旦本新株予約権の無償割当ての不実施の勧告をした後でも、当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、発動事由が存することとなった場合には、本新株予約権の無償割当てを実施すべき旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

③ 独立委員会が独立委員会検討期間の延長を行う場合

独立委員会が、当初の独立委員会検討期間終了時までには、本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うに至らない場合には、独立委員会は、当該買付者等の買付内容の検討、当該買付者等との協議・交渉、当社取締役会による代替案の検討等に必要とされる範囲内で、独立委員会検討期間を延長（延長期間は、30日間を上限とします。）する旨の決議を行います。

上記延長の決議により独立委員会検討期間が延長された場合、独立委員会は、引き続き、情報収集、検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施の勧告を行うものとします。

(f) 取締役会の決議／株主意思確認株主総会の招集

当社取締役会は、独立委員会の上記勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行うものとします。

但し、当社取締役会は、(i)上記(e)①に従い、独立委員会が本新株予約権の無償割当ての実施に際して、予め株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合、(ii)ある買付等について発動事由その2の該当可能性が問題となっており、かつ、取締役会が、株主総会の開催に要する時間等を勘案した上で、善管注意義務に照らし、株主意思を確認することが適切と判断する場合には、株主意思確認株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する株主の皆様の意思を確認することができるものとします。

買付者等並びにその共同保有者及び特別関係者は、独立委員会が新株予約権の無償割当ての不実施に関する勧告を行うか、株主意思確認株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施に係る議案が否決されるまでの間、買付等を実行してはならないものとします。

なお、当社取締役会は、当社取締役会において株主意思確認株主総会を招集する旨の決議を行った場合又は当社取締役会もしくは株主意思確認株主総会において本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施に関する決議を行った場合には、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、速やかに情報開示を行います。

(3) 本新株予約権の無償割当ての要件

本対応策の発動として本新株予約権の無償割当てを実施するための要件は、下記のとおりです。なお、上記(2)「本対応策の発動に係る手続」(e)記載のとおり、下記の要件の該当性については、必ず独立委員会の勧告を経て決定されることとなります。

発動事由その1

本対応策に定める手続に従わない買付等であり（買付等の内容を判断するために合理的に必要なとされる時間や情報の提供がなされない場合を含む。）、かつ本新株予約権の無償割当てを実施することが相当である場合

発動事由その2

下記のいずれかに該当し、かつ本新株予約権無償割当てを実施することが相当である場合

- (a) 下記に掲げる行為その他これに類似する行為により、当社の企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのある買付等である場合
 - ① 株券等を買占め、その株券等につき当社に対して高値で買取りを要求する行為
 - ② 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - ③ 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - ④ 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為
- (b) 強圧的二段階買付（最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を株主に対して不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）等株主に株式の売却を事実上強要するおそれのある買付等である場合
- (c) 買付等の条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の実行の蓋然性、買付等の後における当社の他の株主、従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者の処遇方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不適当な買付等である場合
- (d) 当社の企業価値を生み出す上で必要不可欠な当社の製品安全に対する信頼を毀損しかねない経営方針や、従業員、取引先、顧客、地域社会等との関係を破壊すること等により、当社の企業価値・株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付等である場合

(4) 本新株予約権の無償割当ての概要

本対応策に基づき実施する本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです。

(a) 本新株予約権の数

当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての取締役会決議又は株主総会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において別途定める割当期日（以下「割当期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（但し、同時点において当社の有する当社株式の数を控除します。）に相当する数とします。

(b) 割当対象株主

割当期日における当社の最終の株主名簿に記載又は記録された当社以外の株主に対し、その保有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を無償で割り当てます。

(c) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

(d) 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権1個の目的である株式（注11）の数（以下「対象株式数」といいます。）は、原則として1株といたします。

(e) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において別途定める金額とします。なお、「時価」とは、本新株予約権無償割当て決議に先立つ3ヶ月間（取引が成立しない日を除きます。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値（気配表示を含みます。）に相当する金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとします。

(f) 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日とし、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で、本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。但し、下記(i)項②に基づき当社による本新株予約権の取得がなされる場合、当該取得に係る本新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前日までとします。また、行使期間の最終日が行使に際して払い込まれる金銭の払込みの取扱場所の休業日にあたる場合は、その翌営業日を最終日とします。

(g) 本新株予約権の行使条件

(i)特定大量保有者（注12）、(ii)特定大量保有者の共同保有者、(iii)特定大量買付者（注13）、(iv)特定大量買付者の特別関係者、もしくは(v)上記(i)ないし(iv)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、又は、(vi)上記(i)ないし(v)に該当する者の関連者（注14）（以下、(i)ないし(vi)に該当する者を「特定買付者等」と総称します。）は、一定の例外事由（注15）が存する場合を除き、本新株予約権を行使することができません。また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続が必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（但し、非居住者のうち当該外国の適用法令上適用除外規定が利用できる等の一定の者は行使することができるほか、非居住者の本新株予約権も下記(i)項のとおり、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

(h) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(i) 当社による本新株予約権の取得

- ① 当社は、本新株予約権の行使期間開始日の前日までの間いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別に定める日の到来をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。
- ② 当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、特定買付者等以外の者が有する本新株予約権のうち、当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使の本新株予約権の全てを取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができます。

- ③ また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権を有する者のうち特定買付者等以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合（注16）には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日の到来日をもって、当該者の有する本新株予約権のうち当該当社取締役会が定める日の前日までに未行使のものを全て取得し、これと引換えに、本新株予約権1個につき対象株式数に相当する数の当社株式を交付することができるものとし、その後も同様とします。当社は、以上に加え、独立委員会の勧告に基づき、具体的な本新株予約権無償割当て決議に際して、相当性の観点から適切と考えられる場合には、①②以外の本新株予約権の取得に関する事項（特定買付者等からの本新株予約権の取得に関する事項など）を定める場合があります。但し、特定買付者等が所有する本新株予約権を取得する場合には、その対価として金銭等（注17）の交付は行わないこととします。

(j) 合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の新株予約権の交付

本新株予約権無償割当て決議において別途定めます。

(k) 新株予約権証券の発行

本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。

(l) その他

本新株予約権の取得条件の詳細については、当社取締役会決議により別途定めるものとします。

(5) 本更新に関する株主の皆様の意思確認

本更新については、当社定款第19条第1項の規定に基づき、本対応策に定める条件に従い本新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限を当社取締役会に委任していただくことについて、本総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件とします。

(6) 本対応策の有効期間、廃止及び修正・変更等

本対応策の有効期間（以下「有効期間」といいます。）は、本総会后3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとします。

なお、本更新後、有効期間の満了前であっても、①当社株主総会において本対応策に係る本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への上記委任を撤回又は当該委任の内容を変更する旨の決議が行われた場合、又は、②当社取締役会において本対応策を廃止若しくは変更する旨の決議が行われた場合には、本対応策はその時点で廃止又は変更されるものとします。

また、当社取締役会は、本対応策の有効期間中であっても、本総会による決議の趣旨に反しない場合（本対応策に関する法令、金融商品取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映することが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うことが適切である場合、又は当社株主に不利益を与えない場合等を含みます。）には、独立委員会の承認を得た上で、本対応策を修正し、又は変更する場合があります。

当社は、本対応策の廃止又は変更等がなされた場合には、当該廃止又は変更等の事実及び（修正等の場合には）変更等の内容その他の事項について、必要に応じて情報開示を速やかに行います。

(7) 法令等による修正

本対応策で引用する法令の規定は、平成29年5月11日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設又は改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合には、当該新設又は改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができるものとします。

- (注1) 「提案」とは、第三者に対する勧誘行為を含みます。
- (注2) 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。本議案において別段の定めがない限り同じとします。
- (注3) 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。
- (注4) 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。本議案において同じとします。
- (注5) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。
- (注6) 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。本議案において同じとします。
- (注7) 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。本議案において同じとします。
- (注8) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。本議案において同じとします。
- (注9) 金融商品取引法第27条の23第5項に規定される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）。本議案において同じとします。
- (注10) 独立委員会検討期間は、独立委員会の役割・機能に鑑み、いかなる買収提案が行われたとしても適切かつ柔軟に対応できるよう設定しておりますが、独立委員会においては適時に検討を行うことが想定されております。
- (注11) 将来、当社が種類株式発行会社（会社法第2条第13号）となった場合においても、①本新株予約権の行使により発行される当社株式及び②本新株予約権の取得と引換えに交付する株式は、いずれも当社が本総会開催時において、現に発行している株式（普通株式）と同一の種類の株式を指すものとします。
- (注12) 「特定大量保有者」とは、当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上となる者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、上記に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者（但し、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。）、及び、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。本議案において同じとします。

- (注13) 「特定大量買付者」とは、公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下、本注において同じとします。）の買付け等（同法第27の2第1項に定義されます。以下本注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。本議案において同じとします。
- (注14) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、又はその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。
- (注15) 具体的には、(x)買付者等が本新株予約権無償割当て決議後に買付等を中止もしくは撤回又は事後買付等を実施しないことを誓約するとともに、買付者等その他の特定買付者等が当社が認める証券会社に委託をして当社株式を処分した場合で、かつ、(y)買付者等の株券等保有割合（但し、株券等保有割合の計算に当たっては、買付者等やその共同保有者以外の特定買付者等についても当該買付者等の共同保有者とみなして算定を行うものとし、また、特定買付者等の保有する本新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定するものとします。）として当社取締役会が認めた割合（以下「特定買付者等株券等保有割合」といいます。）が、(i)当該買付等の前における特定買付者等株券等保有割合又は(ii)20%のいずれか低い方を下回っている場合は、当該処分を行った買付者等その他の特定買付者等は、当該処分がなされた株式の数に相当する株式の数を目的とする本新株予約権につき、当該下回る割合の範囲内で行使することができること等が例外事由として定められることが予定されています。なお、かかる特定買付者等による本新株予約権の行使の条件及び手続等の詳細については、別途当社取締役会が定めるものとします。
- (注16) 例えば、当初、特定大量買付者の特別関係者であった者が、本対応策の発動の後に、当該特定大量買付者との関係を解消し、特定買付者等に該当しないこととなった場合等が考えられます。
- (注17) 「金銭等」とは、会社法第151条に規定する金銭等を意味します。

以 上

独立委員会規程の概要

- ・独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役、又は(iii)社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。但し、社外の有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者又はこれらに準ずる者でなければならない。また、別途当社取締役会が指定する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・独立委員会委員の任期は、本総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終了の時までとする。但し、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。また、当社社外取締役又は社外監査役であった独立委員会委員が、取締役又は監査役でなくなった場合（再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
- ・独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、本新株予約権無償割当ての実施又は不実施等に関する会社法上の機関としての決議を行う。なお、独立委員会の各委員及び当社各取締役は、こうした決定にあたっては、当社の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
 - ① 本対応策の対象となる買付等への該当性の判断
 - ② 買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
 - ③ 独立委員会検討期間の設定及び延長
- ・上記に定めるところに加え、独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行う。
 - ① 本対応策の対象となる買付等への該当性の判断
 - ② 買付者等及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
 - ③ 独立委員会検討期間の設定及び延長
 - ④ 買付者等の買付等の内容の精査・検討
 - ⑤ 自ら又は当社取締役会を通じた買付者等との交渉・協議

- ⑥ 当社取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討
 - ⑦ 本対応策の修正又は変更に係る承認
 - ⑧ その他本対応策において独立委員会が行うことができると定められた事項
 - ⑨ 当社取締役会が別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項
- ・独立委員会は、買付者等に対し、買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、本必要情報を追加的に提出するよう求める。また、独立委員会は、買付者等から買付説明書及び独立委員会が追加提出を求めた本必要情報が提出された場合、当社の取締役会に対しても、所定の合理的な期間内に、買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案（もしあれば）その他独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を提示するよう要求することができる。
 - ・独立委員会は、必要があれば、自ら又は当社取締役会等を通じて、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付者等の買付等の内容を改善させるために、買付者等と協議・交渉を行うものとし、また、株主に対する当社取締役会による代替案の提示を行うものとする。
 - ・独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
 - ・独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。
 - ・各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
 - ・独立委員会の決議は、原則として、独立委員会の全員が出席（テレビ会議又は電話会議による出席を含む。以下同じ。）し、その過半数をもってこれを行う。但し、委員に事故あるときその他やむを得ない事由があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行うことができる。

以 上

独立委員会委員略歴

本更新当初の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

今井 靖容（いまい やすひろ）

昭和27年4月11日生

昭和52年11月 監査法人太田哲三事務所（現新日本有限責任監査法人）入所

平成13年5月 同法人代表社員

平成25年7月 公認会計士今井靖容事務所開設（現任）

平成27年6月 株式会社三栄コーポレーション社外取締役（現任）

平成27年6月 当社社外取締役（現任）

※今井靖容氏と当社との間に取引関係及び特別の利害関係はありません。

新宅 祐太郎（しんたく ゆうたろう）

昭和30年9月19日生

昭和54年4月 東亜燃料工業株式会社（現東燃ゼネラル石油株式会社）入社

平成11年1月 テルモ株式会社入社

平成22年6月 同社代表取締役社長

平成29年4月 同社取締役顧問（現任）

平成29年6月 同社顧問（予定）

※新宅祐太郎氏と当社との間に取引関係及び特別の利害関係はありません。

池谷 修一（いけや しゅういち）

昭和29年3月10日生

昭和58年8月 公認会計士登録

平成5年10月 朝日監査法人（現有限責任あずさ監査法人）代表社員

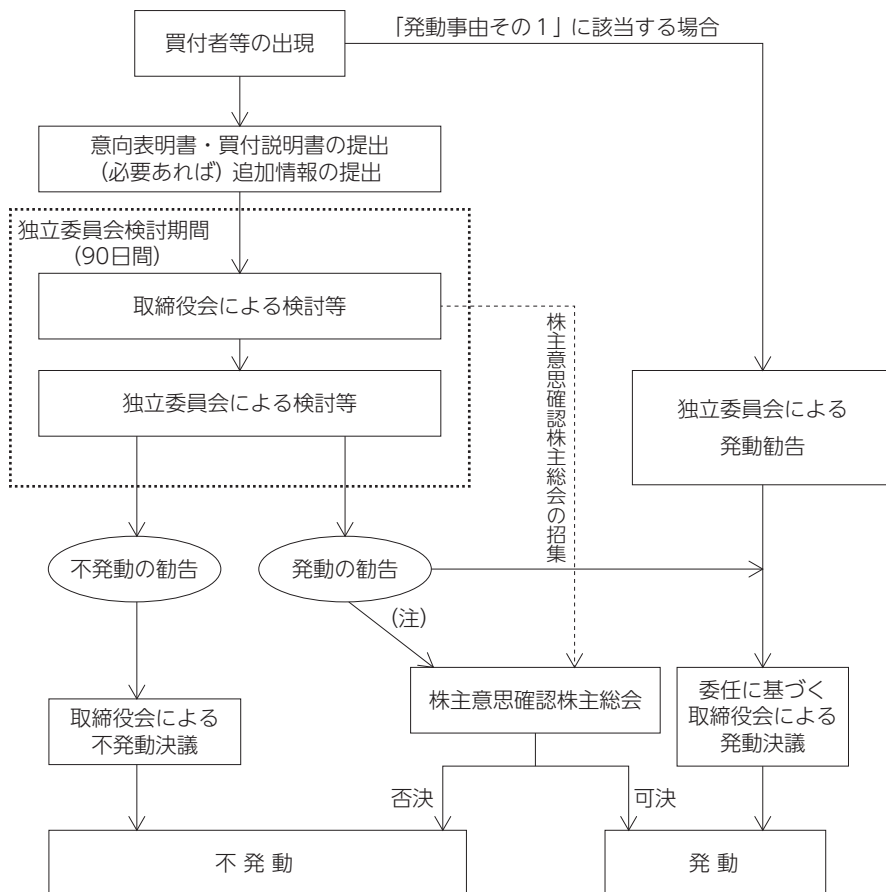
平成28年7月 公認会計士池谷修一事務所開設（現任）

※池谷修一氏と当社との間に取引関係及び特別の利害関係はありません。

以 上

(ご参考)

本対応策に係る手続の流れ



(注) (i) 独立委員会が本新株予約権の無償割当ての実施に際して、予め株主総会の承認を得るべき旨の留保を付した場合、(ii) ある買付等について「発動事由その2」の該当可能性が問題となっており、かつ、取締役会が、株主総会の開催に要する時間等を勘案した上で、善管注意義務に照らし、株主意思を確認することが適切と判断する場合

※ 本フローチャートは、本対応策に係る手続の流れの概要をわかりやすく説明するために作成されたものです。本対応策の詳細については、招集通知本文をご参照下さい。

(添付書類)

事業報告

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当事業年度におけるわが国経済は、景気の一部に改善の遅れも見られるものの、雇用・所得環境の改善が続くなかで生産活動や個人消費に持ち直しの動きが見られ、緩やかな回復基調で推移しました。

製油産業におきましては、原料相場ならびに為替が短期間で大きく変動する中、難しい経営のかじ取りを求められております。主原料である大豆・菜種の相場は、北米・南米における天候とそれによる生産量見通しの変化から上下に激しい値動きとなりました。大豆相場は、6月にかけて2016年度南米産大豆の減産見通しなどから1ブッシェル当たり12米ドルまで上昇する局面もありましたが、豊作観測が強まり1ブッシェル当たり9米ドル半ばまで下落したあと、年明け1月にかけては南米産地の天候懸念を材料に1ブッシェル当たり10米ドル半ばへ上昇し、その後3月にかけてはブラジルの順調な生育状況から下落に転じ1ブッシェル当たり9米ドル半ばとなりました。菜種相場は、6月中旬まではカナダ産地の降雨不足などから1トン当たり530加ドルへと上昇し、その後1トン当たり460加ドル台まで下落して推移しましたが、10月以降は好調なカナダ国内搾油と輸出需要から、1トン当たり530加ドルまで上昇し、その後は上下に激しい値動きとなり3月にかけては480加ドル付近まで下落しました。また、為替相場は、6月にかけて国内金融緩和の限界感や世界経済の不透明感から円高が進み、その後は概ね1米ドル=102円台から105円台の間で推移しましたが、11月に入り米新政権への政策期待などから1米ドル=118円台まで大幅に円安が進みましたが、年明け以降3月にかけては1米ドル=110円台まで買い戻されました。

このように大豆・菜種原料相場や為替相場が変動する中、前年同期に比べ第3四半期までは製品原価の低下に働きましたが、第4四半期に入ると製品原価は上昇に転じました。このような状況下において当社は、更なるコストダウンや高付加価値商品群の拡販を進め、各事業において収益基盤の強化に努めました。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高1,718億19百万円(前期比3.8%減)、営業利益46億14百万円(前期比12.6%増)、経常利益51億52百万円(前期比9.0%増)、当期純利益25億91百万円(前期比5.6%増)となりました。

当事業年度における部門別の概況は、次のとおりであります。

(製油事業)

油脂部門においては、家庭用油脂の売上高は前年同期をわずかに上回りました。2017年2月より新たなテレビCMを投入した「AJINOMOTOオリーブオイルエクストラバージン」は、2017年2～3月の売上が好調に推移し年間において堅調な売上高となりました。2016年度の新製品「AJINOMOTO健康こめ油」「AJINOMOTO健康アマニブレンド油」を含むプレミアムバラエティの売上高は前年同期を大きく上回りました。業務用油脂の販売数量は伸長しているコンビニエンスストアや量販店惣菜を中心とした中食業種が好調に推移する中、お客様の課題・ニーズに対応した「長調得徳[®]」シリーズや風味油などの高付加価値品の拡販に注力したことにより堅調に推移しました。

マーガリン部門においては、家庭用マーガリンでは市場の低迷が続く中、「ラーマ[®]50周年」記念の消費者キャンペーンや主力品の増量セールを実施し、この春には新商品「ラーマ[®]ベーシック」を市場へ投入するなどの対応に努めたことにより販売数量は堅調に推移しました。業務用マーガリンでは2016年4月に「グランマスター[®]」シリーズの一品として「グランマスター[®]アルフィーユ[®]」を新発売するなど、「グランマスター[®]」シリーズなどの高付加価値品を中心としたマーガリン製品類の販売が牽引した結果、売上高は前年同期をやや上回りました。

油糧部門においては、油糧製品の主たる需要先である配混合飼料の生産量は前年同期と同程度となりました。配合飼料における配合率は、大豆ミールが直近では低下していますが、年度累計では配合率、使用量ともに前年同期をやや上回る水準となりました。一方、菜種ミールの配合率は直近では相対的な割安感から回復していますが、年度累計では配合率、使用量とも前年同期を下回りました。当社におきましては、大豆ミールの販売数量は概ね前年同期と同程度でしたが、販売価格は為替相場が前年同期より円高水準で推移した事を受け低下しました。菜種ミールの販売数量は前年同期をわずかに上回りましたが、販売価格は大豆ミール価格の影響から低下しました。この結果、油糧部門全体の売上高は前年同期を下回りました。

(その他)

スターチ部門においては、コーンスターチの販売数量は工業用途の販売不振により前年同期を下回りましたが、2016年7月からソリューション営業体制を強化したことにより、食品用加工澱粉は機能性素材である畜肉製品向け「ハイトラスト®」、惣菜向け「ネオトラスト®」を中心に販売数量を伸ばしました。スターチ部門全体の売上高は円高による原料低下を受けた製品市況の低下影響を受け前年同期をやや下回りました。

健康食品部門においては、健康食品事業は販売単価の下落により売上高は前年同期をわずかに下回りました。SOYシート事業は中心市場である米国の現地需要が安定しており売上高は前年同期をやや上回りました。ファイン事業は海外の大口顧客によるビタミンK2の在庫調整の影響により売上高は前年同期を下回りました。国内ではビタミンK2の拡販を図るため認知度向上の活動に取り組みました。

売上高内訳

		金額	比率
売上高	製油事業	162,885 百万円	94.8%
	その他	8,933	5.2
計		171,819 百万円	100.0%

(2) 資金調達等についての状況 (重要なものに限る。)

① 資金調達

当事業年度において、特に記載すべき事項はありません。

② 設備投資

当事業年度に実施いたしました設備投資の総額は、11,118百万円で、主なものは、岡山県倉敷市における搾油工場の新設工事、各工場での生産設備の更新・増強工事等です。

③ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割

当事業年度において、該当事項はありません。

④ 他の会社の事業の譲受け

当事業年度において、該当事項はありません。

⑤ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分

当事業年度において、該当事項はありません。

⑥ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

当事業年度において、該当事項はありません。

(3) 財産および損益の状況の推移

区 分 \ 期 別	第12期 平成25年度	第13期 平成26年度	第14期 平成27年度	第15期 (当事業年度) 平成28年度
売 上 高	百万円 196,444	百万円 185,887	百万円 178,663	百万円 171,819
経 常 利 益	百万円 6,327	百万円 4,982	百万円 4,725	百万円 5,152
当 期 純 利 益	百万円 3,785	百万円 3,355	百万円 2,453	百万円 2,591
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	円 銭 22 69	円 銭 20 11	円 銭 14 71	円 銭 155 40
総 資 産	百万円 151,312	百万円 152,098	百万円 148,556	百万円 159,067
純 資 産	百万円 70,419	百万円 75,684	百万円 75,828	百万円 78,213
1 株 当 たり 純 資 産	円 銭 422 20	円 銭 453 80	円 銭 454 70	円 銭 4,690 59

- (注) 1. 「1株当たり当期純利益」は期中平均発行済株式総数（自己株式控除後）によって算出しており、「1株当たり純資産」は期末発行済株式総数（自己株式控除後）によって算出しております。
2. 平成28年10月1日付で普通株式10株を1株の割合で併合したため、第15期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益および1株当たり純資産を算定しております。

(4) 対処すべき課題

製油・油脂事業におきましては、経済新興国における穀物需要の増加により原料価格が上昇傾向を示し、長期的には製造コストを圧迫しております。また、直近の米国新政権の政策変化による不安定な為替の状況は輸入原料価格の急激な変動をもたらしており、経営のかじ取りは更に難しいものが求められる環境となっております。一方、国内市場におきましても、少子高齢化による需要の減少や長距離輸送トラック運転手の不足による物流コストの上昇、一方では健康意識による一部油脂製品への関心の高まり等々あり、対処すべき課題はより複雑化してきております。当社といたしましては市況の影響を受けにくい高付加価値品や健康価値を訴求できるオリーブオイルなどの拡販を通じて、こうした課題に対処してまいりました。

当社は平成30年3月期（2017年度）を初年度とする4ヶ年の第五期中期経営計画を策定いたしました。

油を究めて幸せを創る2020
J-オイルミルズは
「あぶら」を究めて、心動かすおいしさを創造する
おいしさデザイン企業へ

当社は、これまで培ってきた知見やノウハウをもとに、「あぶら」が持つ価値・可能性を拡張して、様々な付加価値機能（揚げ物料理の価値、調理価値、健康価値、調味価値）を徹底的に追究し、人々の心を動かすおいしさを創造する、おいしさデザイン企業を目指します。

当社は、液体・固体・粉体の3つの形態の油脂と食感改良他、様々な機能を有する素材を保有しており、これらを組み合わせておいしさをデザインし、お客様に提供いたします。これにより新たな市場を創造し、少子高齢化の進行により縮小する国内市場においても持続的・安定的な成長を実現いたします。また、国内で磨いた「あぶら」の価値を基に、アジア市場を中心にお客様の「お役立ち」を実現し、海外事業の展開を加速いたします。更には「あぶら」の価値・可能性を拡張することで、高齢化社会における最適な栄養補給、労働人口の減少による人手不足、女性の社会進出拡大に向けた調理時間短縮、不足する食資源といった今後拡大が想定される社会課題の解決に貢献します。

本中期計画においては、4つの成長戦略と3つの構造改革を事業戦略の基本方針とし、その事業戦略を支えるべく、経営基盤の強化および企業ビジョンの浸透と組織風土改革を行います。概要は以下の通りとなります。

- ① 油脂・育成領域での高付加価値品拡大
- ② BtoB市場でのソリューション事業強化 ～強みの掛け算～
- ③ アジアでの海外展開加速 ～国内で磨いた価値を基に～
- ④ コア事業である汎用油脂製品の収益力強化

平成30年3月期（2017年度）におきましては、為替や原料価格の変動が今まで以上に激しくなる傾向にあり、厳しい経営環境ではありますが、高付加価値品の販売増、ソリューション事業のさらなる推進に加え、バリューチェーン全体での徹底的なコストおよび費用の見直しにより3期連続の営業増益を目指してまいります。

また、これらを推進するに際し、コンプライアンス研修の全社的な実施やリスク想定力強化プロジェクトなどにより、コンプライアンスとリスクマネジメントの体制をより一層充実させ、内部統制を強化していきます。

この様な取組みにより、これからも信頼され、安定的に収益をあげることの出来る企業グループへと変革し、企業価値を向上させることにより、当社のステークホルダーの方々の幸せを実現してまいります。

(5) 主要な事業内容

事業区分	主要な事業内容
製油事業	家庭用油脂・業務用油脂・加工用油脂 マーガリン 油糧（大豆ミール・菜種ミール・食品大豆）
その他	飼料 スターチ（コーンスターチ・加工でん粉） 健康食品（栄養補助食品・トコフェロール） 倉庫業・不動産賃貸等

(6) 主要な事業所

本社	東京都中央区明石町8番1号			
支社および支店	東京支社 北海道支店 関東甲信越支店 北陸支店 四国支店	(東京都中央区) (札幌市中央区) (群馬県高崎市) (石川県金沢市) (香川県高松市)	大阪支社 東北支店 名古屋支店 中国支店 九州支店	(大阪市北区) (仙台市青葉区) (名古屋市中区) (広島市中区) (福岡市中央区)
工場および事業所	千葉工場 静岡工場 神戸工場 坂出事業所	(千葉市美浜区) (静岡市清水区) (神戸市東灘区) (香川県坂出市)	横浜工場 浅羽工場 若松工場	(横浜市鶴見区) (静岡県袋井市) (北九州市若松区)
研究所	基盤研究所 (横浜市鶴見区) 商品開発研究所 (横浜市鶴見区・横浜市戸塚区・静岡市清水区)			

(注) 平成29年6月には、倉敷工場（岡山県倉敷市）が竣工予定であります。

(7) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
953名	5名増	43.2歳	17.4年

(8) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	3,400
農林中央金庫	3,300
株式会社三菱東京UFJ銀行	2,870

(注) 上記の他に、6金融機関によるシンジケート・ローン1,500百万円および9金融機関によるシンジケート・ローン5,000百万円の借入があります。

(9) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
株式会社J-ウィズ	20 百万円	100 %	油脂・油糧等の販売および損害保険代理業
日華油脂株式会社	400	100	油脂の販売
株式会社J-ケミカル	90	100	接着剤・ホルマリン等の販売

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 54,000,000株
(2) 発行済株式の総数 16,754,223株 (うち自己株式79,769株)
(3) 株 主 数 19,551名 (前期比1,544名減)
(4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数 (持株比率)	
	千株	%
味 の 素 株 式 会 社	4,526	(27.15)
三 井 物 産 株 式 会 社	2,087	(12.52)
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	414	(2.49)
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	412	(2.47)
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	407	(2.44)
J - オ イ ル ミ ル ズ 取 引 先 持 株 会	360	(2.16)
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	271	(1.63)
三 井 住 友 海 上 火 災 保 険 株 式 会 社	271	(1.63)
農 林 中 央 金 庫	270	(1.62)
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	218	(1.31)

(注) 持株比率は、自己株式控除後の発行済株式総数によって算出しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

平成28年10月1日付で、単元株式数を1,000株から100株へ変更および普通株式10株を1株へ併合いたしました。これにより、発行可能株式総数は5億4千万株から5千4百万株となり、発行済株式総数は167,542,239株から16,754,223株となっております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当
代表取締役社長	八馬史尚	マーケティング本部長 リスクマネジメント委員会委員長
取締役兼専務執行役員	善当勝夫	営業本部長
取締役兼常務執行役員	近藤邦彦	マーケティング本部副本部長 兼 ケミカル事業推進部長
取締役兼執行役員	坂内昭夫	マーケティング本部副本部長 兼 新事業推進部長
取締役兼執行役員	田島郁一	研究本部長
取締役兼執行役員	立見健一	コーポレート本部長 企業行動委員会委員長
取締役兼執行役員	小玉祐司	生産本部長
取締役	栃尾雅也	
取締役	今井靖容	
取締役	野崎晃	
常勤監査役	田辺多聞	
常勤監査役	塩田良晴	
常勤監査役	吉田哲	
監査役	日下宗仁	

(注) 1. 取締役栃尾雅也、今井靖容および野崎晃の3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。

栃尾雅也氏は、味の素株式会社の取締役常務執行役員を兼職しております。

今井靖容氏は、株式会社三栄コーポレーションの社外取締役を兼職しております。

野崎晃氏は、イチカワ株式会社の社外取締役を兼職しております。

今井靖容および野崎晃の両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

2. 常勤監査役田辺多聞、塩田良晴および監査役日下宗仁の3氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

3. 監査役日下宗仁氏は、株式会社白洋舎の社外監査役を兼職しております。同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏は、公認会計士であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 取締役松居伸一、吉田哲、後藤康夫、品田英明の4氏および監査役櫻井宏之氏は、平成28年6月24日開催の第14回定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。

(2) 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項ならびに当社定款第29条および第38条の定めに基づき、当社は、社外取締役今井靖容氏、野崎晃氏および社外監査役日下宗仁氏との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任を法令の定める最低限度額まで限定する責任限定契約を締結しております。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

	取締役 (うち社外取締役)		監査役 (うち社外監査役)	
	員数	報酬等の額	員数	報酬等の額
	名	百万円	名	百万円
基本報酬	12 (2)	166 (12)	5 (3)	53 (36)
役員賞与	7	32	—	—
退職慰労引当金繰入額	7	25	4 (3)	6 (4)
計	—	223 (12)	—	59 (40)

- (注) 1. 社外取締役1名は無報酬のため含まれておりません。
2. 基本報酬には、平成28年6月24日開催の第14回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名および監査役1名を含んでおります。
3. 取締役の基本報酬限度額は月額20百万円であります（平成16年6月29日開催の第2回定時株主総会決議）。
監査役の基本報酬限度額は月額5百万円であります（平成16年6月29日開催の第2回定時株主総会決議）。
4. 役員賞与の支給は、平成29年6月22日開催予定の第15回定時株主総会において決議する予定であります。
5. 平成28年6月24日開催の第14回定時株主総会決議に基づき、当事業年度において、退任取締役2名に対し83百万円および退任監査役1名に対し8百万円の退職慰労金を支給いたしました。（この金額には、過年度の事業報告において開示した退職慰労引当金繰入額が含まれております。）
なお、同株主総会において、退任取締役後藤康夫氏への退職慰労金贈呈が決議されておりますが、同日開催の取締役会において、同氏が引き続き常務執行役員に選任され、退職慰労金贈呈の時期については同氏が常務執行役員を退任した時とする旨決議されております。
6. 当社における役員報酬は、基本報酬、役員賞与および退職慰労金によって構成され、それぞれの役職に応じた支給基準を定めております。
- ①取締役および監査役の基本報酬は、求められる能力および責任に応じた支給金額を役員別の基本報酬（月額報酬）として定め、株主総会において取締役および監査役別の限度額を決議しております。
- ②取締役の役員賞与は、当該事業年度の会社業績（連結経常利益）に連動した支給金額を定め、当該事業年度に係る株主総会においてその総額と支給の可否を決議しております。
- ③取締役および監査役の退職慰労金は、基本退職慰労金部分および株価連動退職慰労金部分に基づいた支給金額を定め、当該役員が退任する事業年度の株主総会において支給の可否を決議しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役栃尾雅也氏は、味の素株式会社の取締役常務執行役員を兼職しております。

味の素株式会社は当社の筆頭株主であり、当社は同社との間で業務提携に関する基本契約を締結し、ブランド使用・一部販売ルートの利用・出向者受け入れ等、食用油脂事業に関する提携関係を築いております。

社外取締役今井靖容氏は、株式会社三栄コーポレーションの社外取締役を兼職しておりますが、同社と当社との間には特別の関係はありません。

社外取締役野崎晃氏は、イチカワ株式会社の社外取締役を兼職しておりますが、同社と当社との間には特別の関係はありません。

社外監査役日下宗仁氏は、株式会社白洋舎の社外監査役を兼職しておりますが、同社と当社との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	栃尾 雅也	平成28年6月24日の就任後に開催した当事業年度の取締役会14回すべてに出席し、主に企業経営者としての豊富な経験・知見に基づき適宜発言を行っております。
取締役	今井 靖容	当事業年度に開催した取締役会17回すべてに出席し、主に公認会計士としての専門的知見に基づき適宜発言を行っております。
取締役	野崎 晃	当事業年度に開催した取締役会17回すべてに出席し、主に弁護士としての専門的知見に基づき適宜発言を行っております。
常勤監査役	田辺 多聞	当事業年度に開催した取締役会17回および監査役会25回すべてに出席し、食品業界での長年の勤務による豊富な経験・知見に基づき適宜発言を行っております。
常勤監査役	塩田 良晴	平成28年6月24日の就任後に開催した当事業年度の取締役会14回および監査役会16回すべてに出席し、主に企業におけるリスク管理・企業法務全般を担った経験・知見に基づき適宜発言を行っております。
監査役	日下 宗仁	当事業年度に開催した取締役会17回および監査役会25回すべてに出席し、主に公認会計士としての専門的知見に基づき適宜発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- ① 当社の監査業務に係る報酬等の額
69百万円

(注) 1. 監査役会は、当事業年度の報酬等の額について、前事業年度における監査業務の遂行状況、当事業年度の監査計画の内容および報酬見積りの算出根拠等につき確認・検討した結果、同意の判断をいたしました。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査と金融商品取引法上の監査については実質的に区分できませんので、これらの合計額を記載しております。

- ② 当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
69百万円

(3) 非監査業務の内容

生産性向上設備投資促進税制に係る手続業務

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任するものとします。

また、監査役会は、会計監査人の適格性や信頼性に影響を及ぼす事由の発生により適正な監査が期待できないと認められる場合等、その必要があると判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

(5) 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した業務停止処分の内容

- ①処分対象 新日本有限責任監査法人
- ②処分内容 平成28年1月1日から平成28年3月31日までの3か月間の契約の新規の締結に関する業務の停止
- ③処分理由
 - ・所属する7名の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽の無いものとして証明
 - ・監査法人の運営が著しく不当

なお、監査役会は、同監査法人より金融庁に提出した業務改善計画とその取り組み状況の説明を数次にわたり受け、改善状況を検証し、更には当社担当チームとのコミュニケーションの強化・充実を図る事を共有化した上で、新日本有限責任監査法人を第16期の会計監査人として再任する事が適切であると判断し、再任を決議いたしました。

5. 業務の適正を確保するための体制

「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）」の整備に関する基本方針について、当社の取締役会において決議した内容は次のとおりであります。

当社グループは、企業理念である「ステークホルダーの幸せを実現する」の実践により、企業価値の向上を図り、企業としての社会的責任を果たすため、当社グループの業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制システム」という。）の整備に関する基本方針を以下のとおり定めます。

（1）取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 社会の信頼を得ることを目的とした「企業倫理規程」を制定し、また、当社の取締役、従業員等が遵守すべき社会的規範を定めた「J-オイルミルズ行動規範」を制定して、当社の企業倫理を確立します。
- ② 社長の指名する取締役を委員長とし、各部門の責任者および組合代表者が参加する「企業行動委員会」を設置して、コンプライアンス活動を統括します。
- ③ 社会的責任（CSR）経営を重視して、CSR意識の涵養、教育・啓発を目的とした「CSR部」を設置し、企業行動の遵法性、公正性、健全性を確保する活動を定常的に行います。
- ④ 社会規範、企業倫理に反する行為を防止・是正するために、報告相談窓口として「内部通報制度（ヘルプライン）」についても規定し、取締役、従業員等がコンプライアンスに背く行為が行われ、また行われようとしていることに気付いた場合には、「企業行動委員会」に通報しなければならないと定めています。会社は通報者が不利益を被らないよう保護規定を設けています。
- ⑤ さらに、「独禁法遵守」にあたっては、特にその「ガイドライン」を策定し、取締役、従業員等を問わず、その周知徹底を図ります。
- ⑥ 財務報告の信頼性を確保するために、財務部および監査部は、財務報告に係る全社的な内部統制の有効性評価を実施し、必要な是正を対象部門に指示します。
- ⑦ これらの継続的な周知・教育活動として、当社グループの各部所において必要な研修を定期的を実施します。

- ⑧ これら内部統制システムに関連する各部署・組織での活動を円滑に進めさせることを目的とした「内部統制グループ」を設置し、内部統制に関連する活動が、グループ全体として、横断的にかつ有効に機能するよう方向付けるとともに、業務活動の質の向上を図ります。

(2) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る決議・決裁・報告の内容は、「取締役会規則」、「文書管理規程」、「情報取扱規程」において定められた保存期間・書類にて保存します。また、必要に応じ取締役、監査役、会計監査人が閲覧可能な状態で管理する体制を整備します。

- (Ⅰ) 株主総会議事録と関連資料
- (Ⅱ) 取締役会議事録と関連資料
- (Ⅲ) 社長が招集する経営会議議事録と関連資料
- (Ⅳ) 取締役が主催する重要な会議の議事の経過の記録と指示事項と関連資料
- (Ⅴ) その他取締役の職務の執行に関する重要な文書

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 企業経営・事業継続に重大な影響を及ぼすリスクの識別・評価・管理が重要な課題であるとの認識の下、社長を委員長とする「リスクマネジメント委員会」の指揮監督の下、各本部が重点対応リスクを抽出したうえ具体的対策を講じ、それに基づき行動し、その評価を次年度に反映させるべくPDCAサイクルを回し、そしてその進捗状況を定期的に報告することにより、当社を取り巻くリスクを適切に管理することに努めます。また、危機が発生した場合には、リスクマネジメント委員会規程に基づき、必要に応じて対策本部等を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して円滑かつ迅速に対応し、適切な解決を図ります。
- ② また、特に反社会的勢力に対しては、その要求には絶対に応じないこと、その活動・運営を助長する取引をしないことを基本方針として、組織全体として対応するものとします。

（４）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会は、取締役会規則に基づき原則月１回、また必要に応じて臨時取締役会を開催し、法令または定款で定められた事項および経営方針その他経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する機関とします。
- ② 全ての常勤取締役および社長の指名する者が出席する経営会議を原則毎月３回開催し、取締役会で決定した経営方針に基づき、業務執行に関する基本的事項および重要事項に係る意思決定を行います。
- ③ 組織、職制、指揮命令系統、業務分掌等を定めた業務執行規程、分課分掌規程等に基づく職務執行上の責任体制を確立することにより、職務の効率的な執行を図ります。
- ④ 経営方針を踏まえた経営計画を定め当社が達成すべき目標を明確化するとともに、これに基づく全社および各本部、部室、事業所等の年度計画を策定し、業績管理を実施します。

（５）次に掲げる体制その他のＪ-オイルミルズグループにおける業務の適正を確保するための体制

- （Ａ）子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制
グループ会社の経営に関しては、その独自性や自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件についての事前協議を行うとともに、各社の財産ならびに損益に多大な影響を及ぼすと判断する重要案件については、当社の経営会議において協議することとします。
- （Ｂ）子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社の「リスクマネジメント委員会」の指揮監督の下、各グループ会社が各社の重点対応リスクを抽出したうえ具体的対策を講じ、それに基づき行動し、その評価を次年度に反映させるべくPDCAサイクルを回し、そしてその進捗状況を定期的に親会社に報告することにより、グループ会社を取り巻くリスクを適切に管理することに努めます。また、危機が発生した場合には、リスクマネジメント委員会規程に基づき、必要に応じて対策本部等を設置し、社内外への適切な情報伝達を含め、当該危機に対して円滑かつ迅速に対応し、適切な解決を図ります。

- (C) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 業務の適正と効率性を確保するために、「関係会社運営規程」で指定した当社の規程類を、グループ会社にも適用します。
 - ② グループ会社の経営計画及び年度計画の審議や、月次ベースでの連結業績の迅速・正確な把握を通じて、グループ会社の事業活動の健全性および効率性を確保します。
- (D) 子会社の取締役等・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① 当社は「関係会社運営規程」に定めるところにより、「企業行動規範」、その遵守を規定した「企業倫理規程」、監視するための「企業行動委員会」「リスクマネジメント委員会」等を国内外のグループ会社にも一様に適用し、法令および定款に適合する業務執行を確保します。
 - ② 監査役は、必要に応じて、グループ会社の稟議書およびその他の重要事項を閲覧または謄写できます。
 - ③ 監査部によるグループ会社の内部監査を実施し、業務遂行の適法性・妥当性等を監査します。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

取締役は、監査役の求めにより、監査役の職務を補助する従業員（以降、監査役補助者）として、適切な人材を配置し、設備・施設を設置します。

(7) 当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役補助者の独立性を確保します。

(8) 監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役補助者は、監査役の指揮命令に従わなければなりません。
- ② 取締役は、監査役補助者の適切な職務の遂行のため、人事（評価、異動等）に関しては、監査役の同意を得るものとします。

（9）次に掲げる体制その他の監査役への報告に関する体制

（A）取締役・使用人が監査役に報告をするための体制

- ① 取締役・従業員等は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、監査役に報告します。
- ② 監査役が、取締役会のほか重要な会議へ出席するとともに関係書類の閲覧を行える体制を整備します。また、取締役及び従業員等は、会社経営及び事業運営上の重要事項並びに業務執行の状況及び結果に関し、監査役に必要な事項又は監査役が要請した場合には、適宜報告します。この重要事項には、コンプライアンス及びリスクに関する事項その他内部統制に関する事項を含みます。

（B）子会社の取締役、監査役、および使用人またはこれらの者から報告を受けたものが監査役に報告をするための体制

- ① グループ会社の取締役、監査役および従業員等またはこれらの者から報告を受けたものが、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、監査役に報告します。
- ② 当社監査役とグループ会社監査役は、適宜情報交換を実施します。

（10）（9）の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

取締役・従業員等が監査役に当該報告を行ったことを理由として、当該取締役・従業員等に対して不利益な取扱いをしないこととします。

（11）会社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は監査役がその職務の執行について、独自の外部専門家（法律・会計・税務等）を活用するための費用を負担するものとします。

（12）その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役会の要請がある場合において取締役会は、監査役会が法律・会計・税務等の専門家を選任し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障します。
- ② 監査役は、必要に応じて、当社および当社グループ各社の各種会議、打合せ等へ出席することができます。また、全取締役、執行役員および部長層からの業務報告の聴取、並びに、各事業所や関係会社への往査を実施することができます。

- ③ 監査役は、監査役会が策定する監査計画にもとづき、業務執行担当取締役および重要な従業員等から個別に職務執行状況を聴取することができます。
- ④ 監査役が監査を実施する際に要請がある場合は、監査部がこれに協力します。
- ⑤ 監査役会は、代表取締役、会計監査人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催します。

(業務の適正を確保するための体制の運用状況)

当事業年度における「業務の適正を確保するための体制」の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) コンプライアンスに関する取組み

昨年度より、行動規範の各項目の統括部署において定期的にレビューを実施する仕組みを導入し、年2回開催される企業行動委員会において取組み状況を確認しております。従業員に対する行動規範の周知・徹底の目的として、2017年2月に職場単位での取組みを想定し、管理職を対象とする研修を実施いたしました。同様の目的として「コンプライアンス通信」の配信を開始しております。

また、内部通報制度の社外窓口を新たに設置し、英語による通報も可能にし、海外からの通報に対応しております。

(2) 意思決定・業務執行に係る情報管理

株主総会議事録は事務局が作成し、適切に保管しております。取締役会・経営会議・企業行動委員会・リスクマネジメント委員会については事務局が議事録を作成し、出席者全員の確認後、適切に保管しております。

また、重要な業務執行に関する意思決定は社内稟議規定のに基づき、事務局が適切な決裁手続きが取られている事を確認し、議事録を適切に保管しております。

(3) リスクマネジメントに関する取組み

年3回開催しているリスクマネジメント委員会において各本部の重点対応リスク、全社重点対応リスクに関する中間状況、年度末評価を実施し、PDCAサイクルによりリスク管理を実施しております。

また、リスク評価の結果、1) 人事施策に係るリスク、2) リスク想定力強化、3) 情報漏えいに関するリスクを全社リスクとして選定し、重点的に対応しました。

（４）職務執行の効率性に関する取組み

コーポレートガバナンスコードに則り、取締役会の実効性評価アンケートを実施し、その結果を踏まえて、フォロー研修を行い、課題抽出、さらに事務局が対応策を検討し、取締役会において報告を行いました。今後も毎年同様な取組みを実施することで取締役会の実効性向上に努めることを取締役会で確認いたしました。

第四期中期経営計画については昨年度より見直しを図り、第五期中期経営計画を策定いたしました。

また、2016年7月に組織体制の大幅な見直しを実施し、それに伴う分課分掌規程についても改訂いたしました。

（５）グループ全体での内部統制に関する取組み

グループ会社毎に業務運営を管掌する担当部署を明確にし、取締役設置会社は当社から取締役を派遣し、業務執行状況を確認しております。また、グループ会社の重要案件については当社の経営会議にて承認を得ております。

さらに、各グループ会社においては以下の点を検討・実施いたしました。

- ・関係会社運営規程に記載された各規定の整備
- ・分課分掌規程上の担当部署への定期報告
- ・稟議制度の整備

また、企業行動委員会およびリスクマネジメント委員会活動においてはグループ会社まで対象範囲として活動しており、2017年2月に実施した研修には各グループ会社から管理職が参加し、各グループ会社における行動規範の周知・徹底を図りました。

（６）監査役監査の実効性確保に関する取組み

監査役は、取締役会・経営会議・企業行動委員会・リスクマネジメント委員会等の重要な会議に出席し、必要に応じ意見を述べております。更には、代表取締役とは毎月定例会議の実施、各取締役とは年2回の定例監査、また必要に応じた各部門長等からのヒアリングを実施しております。なお、監査部からは毎月定例会議にて監査報告を受け、会計監査人からは四半期監査報告を受けるとともに、随時、意見交換を図るなどして、監査の実効性を高めています。また、監査役の職務を補助する従業員を1名配置しております。

6. 会社の支配に関する基本方針

当社は、財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等は次のとおりです。この基本方針に照らして、不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることにより当社の企業価値・株主共同の利益が毀損されることを防止するための取組みとして、当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下「本買収防衛策」といいます。）を導入しております。

(1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であることが必要と考えています。

当社は、当社の支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えており、当社株式の大量取得であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量取得の中には、その目的等から見て企業価値や株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量取得の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社の企業価値の源泉は、主として、長年に亘って安全で高品質な商品を安定的に供給してきた実績から得られたお客様の信頼と、それを裏付ける技術力にあると考えておりますが、かかる当社の企業価値の源泉に対する理解が必要不可欠です。当社株式の大量取得を行う者が、当社グループの財務および事業の内容を理解するのは勿論のこと、こうした当社の企業価値の源泉を理解した上で、それを中長期的に確保し、向上させられるのであれば、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることになりません。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量取得を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量取得に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2) 基本方針の実現に資する取組み

当社の企業価値の源泉は、長年に亘って安全で高品質な商品を安定的に供給してきた実績から得られたお客様の信頼と、それを裏付ける技術力にあると考えており、具体的には以下の6点を挙げることができます。

- (i) 安全で安心な製品に対する信頼
- (ii) 安全な製品を生み出す高度な技術力
- (iii) 安定供給による信頼
- (iv) 高付加価値・高品質の製品を生み出す研究開発力
- (v) 長年培った販売力
- (vi) 従業員

① 中期経営計画

当社は、これら当社の企業価値の源泉を今後も維持・発展させていくことが、企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上につながるものと考えており、また、中期経営計画を策定することにより、企業価値の発展を図っております。

平成30年3月期(2017年度)を初年度とする4ヶ年の第五期中期経営計画においては、当社がこれまで培ってきた知見やノウハウをもとに、「あぶら」が持つ価値・可能性を拡張して、様々な付加価値機能(揚げ物料理の価値、調理価値、健康価値、調味価値)を徹底的に追究し、人々の心を動かすおいしさを創造する、おいしさデザイン企業を目指します。

当社は、液体・固体・粉体の3つの形態の油脂と食感改良他、様々な機能を有する素材を保有しており、これらを組み合わせておいしさをデザインし、お客様に提供いたします。これにより新たな市場を創造し、少子高齢化の進行により縮小する国内市場においても持続的・安定的な成長を実現いたします。また、国内で磨いた「あぶら」の価値を基に、アジア市場を中心にお客様の「お役立ち」を実現し、海外事業の展開を加速いたします。更には「あぶら」の価値・可能性を拡張することで、高齢化社会における最適な栄養補給、労働人口の減少による人手不足、女性の社会進出拡大に向けた調理時間短縮、不足する食資源といった今後拡大が想定される社会課題の解決に貢献します。

本中期計画においては、4つの成長戦略と3つの構造改革を事業戦略の基本方針とし、その事業戦略を支えるべく、経営基盤の強化および企業ビジョンの浸透と組織風土改革を行います。概要は以下の通りとなります。

- 1) 油脂・育成領域での高付加価値品拡大
- 2) BtoB市場でのソリューション事業強化 ～強みの掛け算～
- 3) アジアでの海外展開加速 ～国内で磨いた価値を基に～
- 4) コア事業である汎用油脂製品の収益力強化

② コーポレート・ガバナンス

また当社は、企業価値ひいては株主共同の利益の向上のための重要な仕組みとして、従来よりコーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいりました。

当社は経営効率化のために執行役員制度をとり、原則として月に3回開催される経営会議における意思決定に基づき各執行役員が業務を執行しております。

業務執行および意思決定のうち重要なものについては、毎月開催される取締役会に付議・報告され、その監督に服するものとしております。

取締役のうち3名は非常勤の社外取締役（うち独立社外取締役2名）であり、取締役会での審議に当たり、客観的な意見を述べております。

監査役会は、常勤監査役3名（うち社外監査役2名）・非常勤の社外監査役1名の4名からなり、各監査役は、毎月開催される取締役会に出席して取締役の意思決定・業務執行を監視・監督しております。また、常勤監査役は経営会議にも出席し、取締役による業務執行を適法性・適正性の観点から監視・監督しております。

このように当社では、経営上の意思決定および業務執行につき、取締役会および監査役会による監視・監督により、適法かつ適正な業務執行が行われるような仕組みをとっておりますが、今後更にコーポレート・ガバナンスの充実を図り、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させていく所存であります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

① 本買収防衛策の目的

本買収防衛策は、当社株式の大量取得行為が行われる場合の当社における手続を定め、このような大量買付に応じるか否かを株主の皆様が適切に判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様へ代替案を提案するために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、買付者等との交渉の機会を確保することにあります。

これにより、当社の企業価値の源泉である、長年に亘って安全で高品質な商品を安定的に供給してきた実績から得られたお客様の信頼と、それを裏付ける技術力等が害されることを防止し、当社の企業価値および株主の皆様の共同の利益を確保し、向上させることを目的としています。

② 本買収防衛策の概要

本買収防衛策は、有事の際に対抗措置を発動する可能性を事前に予告する事前警告型買収防衛策です。具体的には、次のような内容を有しています。

- (i) 当社が発行者である株券等について、20%以上の買付その他の取得等を行うことを希望する買付者等は、あらかじめ買付等の内容の検討に必要な情報を当社に対して提出していただきます。
- (ii) 独立委員会は、当社取締役会に対し、上記買付等の内容に対する意見や根拠資料、これに対する代替案（もしあれば）等を提出するよう求めることができます。
※独立委員会は、当社社外取締役、当社社外監査役または社外の有識者（実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士もしくは学識経験者またはこれらに準ずる者）で、当社経営陣から独立した者のみから構成されます。
- (iii) 独立委員会は、買付者等や当社取締役会から情報を受領した後、必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で、買付等の内容の評価・検討、当社取締役会の提示した代替案の検討等を行います。
- (iv) 買付者等が、本買収防衛策の手続を遵守しない場合や当社の企業価値または株主の皆様の共同の利益を著しく損なうと認められる場合には、当社取締役会は、独立委員会の判断を経た上、新株予約権の無償割当てを実施するか否かを決定します。

- (v) 上記 (ii) 乃至 (iv) にかかわらず、当社取締役会は、(a) 買付者等が本買収防衛策に定める手続を遵守しているとともに、買付等が当社の企業価値または株主共同の利益を毀損することが明白ではない場合で、かつ、(b) 新株予約権の無償割当ての実施について株主総会を開催することが実務上可能である場合には、独立委員会における手続の他、株主意識確認株主総会を招集して、当該株主総会において、新株予約権の無償割当てを実施するか否かを決定します。
- (vi) 本買収防衛策に基づく対抗措置として、新株予約権を割り当てる場合には、当該新株予約権に、買付者等およびその関係者による権利行使は認められないという行使条件、および当社が買付者等およびその関係者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の取得条項が付されることが予定されています。
- (vii) 本買収防衛策の有効期間は、平成29年3月期に関する定時株主総会終結の時までとします。

(4) 上記の取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

① 本買収防衛策が基本方針に沿うものであること

本買収防衛策は、当社株券等に対する買付等が行われる場合に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様にご代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と協議・交渉を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

② 本買収防衛策が株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、次の理由から、本買収防衛策は、当社株主の共同の利益を損なうものでなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

- (i) 経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の要件を完全に充足し、また、東京証券取引所の「有価証券上場規程」に定められる買収防衛策の導入に係る尊重事項を全て充足していること。さらに、本買収防衛策は、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他昨今の買収防衛策に関する議論等を踏まえていること。
- (ii) 株主意識を重視するものであること。
- (iii) 独立性の高い社外者の判断を重視し、適時適切な情報開示を定めていること。

- (iv) 合理的な客観性要件を設定していること。
- (v) 外部専門家の意見を取得することとしていること。
- (vi) 当社取締役の任期は1年であること。
- (vii) デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）やスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではないこと。

以上

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負債及び純資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部	159,067	負債の部	80,853
流動資産	78,686	流動負債	61,070
現金及び預金	5,209	買掛金	14,506
受取手形	423	短期借入金	13,050
売掛金	32,690	1年内返済予定の借入金	1,000
商品及び製品	13,898	1年内償還予定の社債	12,000
原材料及び貯蔵品	22,181	未払金	4,425
前払費用	314	設備関係未払金	5,786
繰延税金資産	1,269	未払法人税等	4,575
短期貸付金	2	未払消費税等	1,083
その他	2,695	未払消費税	377
		前受り金	16
		預り金	3,246
固定資産	80,378	賞与引当金	750
有形固定資産	62,059	役員賞与引当金	32
建物	7,739	リース債務	210
構築物	2,962	その他	11
機械及び装置	15,150	固定負債	19,783
車両運搬具	4	長期借入金	7,940
工具、器具及び備品	352	退職給付引当金	2,697
土地	22,119	役員退職慰労引当金	382
リース資産	2,038	環境対策引当金	89
建設仮勘定	11,693	繰延税金負債	4,734
無形固定資産	573	リース債務	1,828
特許権	1	資産除去債務	492
ソフトウェア	536	長期預り敷金保証金	1,618
施設利用権	35	純資産の部	78,213
投資その他の資産	17,744	株主資本	71,881
投資有価証券	13,298	資本剰余金	10,000
関係会社株	3,341	資本剰余金	43,717
出資金	8	資本準備金	32,393
長期貸付金	2	その他資本剰余金	11,323
長期前払費用	6	利益剰余金	18,425
その他の	1,515	利益準備金	2
貸倒引当金	△131	その他利益剰余金	18,422
投資損失引当金	△296	固定資産圧縮積立金	272
		繰越利益剰余金	18,150
		自己株式	△260
繰延資産	2	評価・換算差額等	6,331
社債発行費	2	その他有価証券評価差額金	6,293
		繰延ヘッジ損益	37
資産合計	159,067	負債及び純資産合計	159,067

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	171,819
売上原価	141,633
売上総利益	30,185
販売費及び一般管理費	25,571
営業利益	4,614
営業外収益	
受取利息	0
受取配当金	666
雑収入	110
営業外費用	
支払利息	64
社債利息	65
支払手数料	85
雑支出	25
経常利益	5,152
特別利益	
固定資産売却益	8
投資有価証券売却益	191
会員権売却益	0
特別損失	
固定資産除却損失	623
減損損失	453
投資有価証券評価損	2
関係会社株式評価損	288
会員権評価損	1
リース解約損	4
環境対策引当金繰入額	1
税引前当期純利益	1,374
法人税、住民税及び事業税	1,669
法人税等調整額	△282
当期純利益	1,386
	2,591

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負債及び純資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部	164,925	負 債 の 部	81,393
流 動 資 産	82,108	流 動 負 債	60,922
現金及び預金	5,631	支払手形及び買掛金	16,138
受取手形及び売掛金	35,539	短期借入金	13,050
商品及び製品	14,068	1年内返済予定の長期借入金	1,000
原材料及び貯蔵品	22,183	1年内償還予定の社債	12,000
繰延税金資産	1,390	未払法人税等	1,257
その他の	3,304	未払消費税等	424
貸倒引当金	△9	賞与引当金	795
		役員賞与引当金	32
		その他の	16,224
固 定 資 産	82,814	固 定 負 債	20,470
有 形 固 定 資 産	63,004	長期借入金	7,940
建物及び構築物	10,834	リース債務	1,831
機械装置及び運搬具	15,220	退職給付に係る負債	3,037
土地	22,813	役員退職慰労引当金	400
リース資産	2,041	環境対策引当金	89
建設仮勘定	11,725	長期預り敷金保証金	2,347
その他	368	繰延税金負債	4,332
無 形 固 定 資 産	578	その他の	492
投 資 そ の 他 の 資 産	19,231	純 資 産 の 部	83,531
投資有価証券	18,144	株 主 資 本	76,955
長期貸付金	2	資 本 金	10,000
退職給付に係る資産	580	資 本 剰 余 金	31,633
その他の	636	利 益 剰 余 金	35,698
貸倒引当金	△132	自 己 株 式	△376
		その他の包括利益累計額	6,541
繰 延 資 産	2	その他の有価証券評価差額金	6,819
社債発行費	2	繰延ヘッジ損益	37
		為替換算調整勘定	93
		退職給付に係る調整累計額	△408
		非支配株主持分	35
資産合計	164,925	負債及び純資産合計	164,925

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	180,225
売上原価	147,443
売上総利益	32,782
販売費及び一般管理費	27,313
営業利益	5,468
営業外収益	
受取利息	0
受取配当金	512
雑収入	115
営業外費用	
支払利息	128
支払手数料	85
持分法による投資損失	19
雑支出	30
経常利益	264
特別利益	5,832
固定資産売却益	10
投資有価証券売却益	191
会員権売却益	0
特別損失	
固定資産除却損失	638
減損損失	453
投資有価証券評価損	2
会員権評価損	1
環境対策引当金繰入額	1
リース解約損	4
税金等調整前当期純利益	1,101
法人税、住民税及び事業税	1,954
法人税等調整額	△285
当期純利益	1,669
非支配株主に帰属する当期純利益	3,264
親会社株主に帰属する当期純利益	5
	3,258

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成29年5月9日

株式会社 J-オイルミルズ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 晶 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 天野 清彦 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社J-オイルミルズの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月9日

株式会社 J-オイルミルズ
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐藤	晶	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	天野	清彦	㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社J-オイルミルズの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社J-オイルミルズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第15期事業年度の取締役の職務執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、平成28年6月24日開催の監査役会に於いて、監査方針、監査計画、職務の分担等を決議しました。各監査役から活動状況、活動結果の報告を受け、監査役間で意見交換を行うほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況につき報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査方針、監査計画、職務の分担に従い、取締役、執行役員、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会、経営会議、企業行動委員会、リスクマネジメント委員会、品質環境会議等重要な会議に出席するとともに、代表取締役との定期会合及び取締役、執行役員等とのヒアリングの場に於いて、その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。更には、重要な会議議事録及び稟議書等の決裁書類を閲覧し、本社、工場、研究所、支社・支店等主要な事業所に於いて業務及び財産の状況を調査致しました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等から整備及び運用の報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明致しました。また、監査部と毎月定期的に会議を実施し、内部監査の実施状況、内部統制に関する評価の報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号（会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針）イの基本方針の内容及び同号口の取組みの具体的内容につき、取締役会その他における審議の状況を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 子会社及び主な関連会社の代表取締役等から、事業の状況や職務の執行状況についての報告を受け、必要に応じて説明を求めるとともに、情報の交換を行いました。
 - ⑤ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ⑥ 財務報告に係る内部統制については、取締役及び監査部、新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受けました。

以上の方法に基づき当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、ならびに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の運用状況についての記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号（会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針）イの基本方針の内容については、指摘すべき事項は認められません。同じく同条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。
- ⑤ 財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点に於いて開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及び新日本有限責任監査法人から受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月11日

株式会社 J-オイルミルズ 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 塩 田 良 晴 ㊟

常勤監査役（社外監査役） 田 辺 多 聞 ㊟

常勤監査役 吉 田 哲 ㊟

監 査 役（社外監査役） 日 下 宗 仁 ㊟

以 上

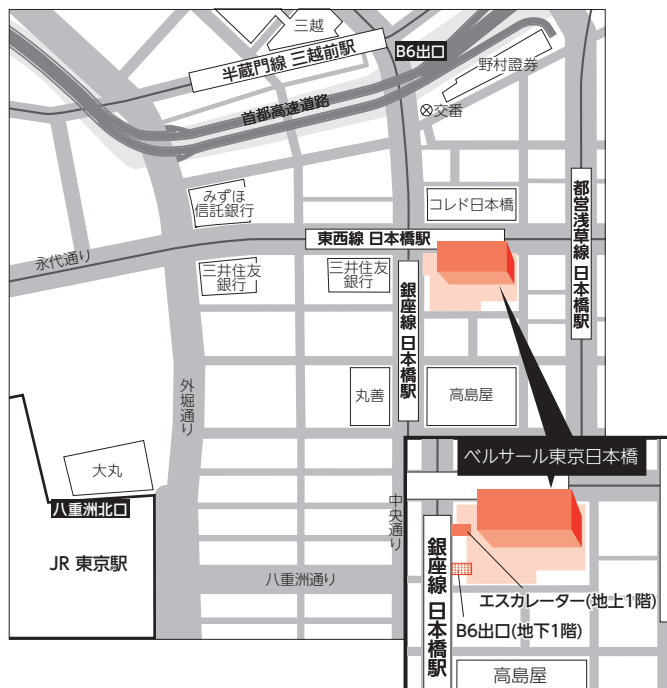
株主総会会場ご案内図

開催日時 平成29年6月22日（木曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

開催場所 東京都中央区日本橋二丁目7番1号 東京日本橋タワー
ベルサール東京日本橋 地下2階 イベントホール

※日本橋駅よりお越しの方は地下1階のB6出口より、三越前駅・東京駅よりお越しの方は地上1階より、それぞれ下りエスカレーターで地下2階へお越しください。

※会場には、本総会専用の駐車場・駐輪場の用意はございませんので、ご了承ください。



交通のご案内 日本橋駅（銀座線、東西線、浅草線） B6出口直結
三越前駅（半蔵門線、銀座線） B6出口より徒歩3分
東京駅（JR線） 八重洲北口より徒歩6分

◎当日は、お土産（当社商品）をご用意しておりますが、ご持参の議決権行使書用紙の枚数にかかわらず、ご出席の株主お1人様につき1個とさせていただきます。